

第1編 乳・幼児のために

乳・幼児のために

ぼ し か ていしょうがくきん
母子家庭奨学金【支給】

ない 内	よう 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。																						
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母で、乳幼児を扶養されている方 ※交通遺児奨学金等（P.10）を受けておられる方は、対象者となりません。																					
し 支	きゅう 給	がく 額	子ども1人につき 年額11,000円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）																					
しん 申	せい 請	じ 時	<table><tr><td>対象者区分</td><td>申請月</td><td>支給対象期間 （申請年度）</td><td>支給月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr></table>				対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）					支給月																	
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月					8月末																	
	6～2月	申請月の翌月～3月					10～3月																	
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																					
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																					
およ 及	び																							
し 支	きゅう 給	じ 時																						
しん 申	せい 請	て 手	つづ 続																					
と 問	あわ い	さき 合	せ先																					
び 備	こう 考	毎年度申請が必要です。																						

乳・幼児のために

こうつう い じ しょうがくきんとう
交通遺児奨学金等【支給】

ない 内	よう 容	交通事故により親等を失った乳幼児に、奨学金を支給します。																			
たい 対	しょう 象	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った乳幼児 ※母子家庭奨学金（P. 9）の給付を受けておられる場合は、対象者となりません。																			
し 支	きゅう 給	子ども1人につき 年額11,000円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）																			
しん 申	せい 請	4月～5月末日																			
およ 及	び	以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日）																			
し 支	きゅう 給	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者区分</th><th>申請月</th><th>支給対象期間 （申請年度）</th><th>支給月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末以降は 申請月の翌月末</td></tr> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr> <tr> <td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末以降は 申請月の翌月末</td></tr> </tbody> </table>		対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月																		
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末																		
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末																		
しん 申	せい 請	申請書に必要事項を記入し、次の①、②の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 市町村長の証明 ▶申請書は、各市町村、京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。																			
と 問	あわ い	くわしくは、京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。																			
び 備	こう 考	毎年度申請が必要です。																			

第3子以降保育料等無償化事業補助金【免除（補助）】

内 容	保育所等に入所・入園されている3人目以降のお子さんの保育料及び副食費を免除（補助）します。 ※府が保護者の方に直接支給するのではなく、3人目以降の保育所等の保育料及び副食費の免除を行う市町村に対し、保育料免除額の1/2、副食費免除額の1/4を補助金として交付するものです。
対 象 者	次の①、②いずれにも該当される方 ① 満18歳未満のお子さん（ただし、18歳に達する日以後最初の年度末までの間を含む。）を3人以上扶養している世帯で、3人目以降のお子さんが保育所等に入所・入園されている方 ② 市町村民税所得割が一定基準以下の方 ※保育料免除については3号認定（2号認定の方は、満3歳に達する日以降の最初の3月31日まで保育料免除）、副食費免除については2号認定を受けている必要があります。 ※お住まいの市町村によっては、上記内容が異なる場合がありますので、市町村にお問い合わせ下さい。
免 除 額	保育料：全額 副食費：1人当たり月額4,500円まで
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（P. 3）にお問い合わせください。
備 考	

特別支援学校（幼稚部）幼児のために

しゅうがくしょうれい ひ
就学奨励費【支給】

ない 内	よう 容	特別支援学校で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。					
たい 対	しょう 象	しゃ 者	京都府立特別支援学校幼稚部に在学されている幼児				
し 支	きゅう 給	がく 額	○対象となる経費及び補助限度額				
			区 分 ※	I	Ⅱ	Ⅲ	
			学校給食費	実費	実費の1/2	－	
交通費			通学費	本人経費	実費	実費	実費
				付添人経費	実費	実費	実費
			帰省費	本人経費	実費	実費	実費
				39往復分	付添人経費	実費	実費
			交流及び共同学習費		実費	実費	実費の1/2
寄宿舎居住に伴う経費			寝具購入費	5,510円	2,755円	－	
			日用品等購入費	141,560円	70,780円	－	
			食費	156,210円	78,105円	－	
修学旅行費			校外活動等参加費	本人経費	1,600円	800円	－
				付添人経費	2,390円	1,195円	－
			学用品等購入費	8,680円	4,340円	－	
※ 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。							
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	学校によって異なります。			
および							
し 支	きゅう 給	じ 時	き 期				
しん 申	せい 請	て 手	づき 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。			
と 問	あ い	さ き	合 せ 先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5834）にお問い合わせください。			
び 備	こう 考	※金額については、令和5年度見込みです。					